

第4章 平成23年度に向けて目指す方向

1 岩見沢市の目指す方向

「岩見沢市障がい福祉計画（第1期）」は、平成23年度を目標年として、「岩見沢市障がい者福祉計画」の理念を踏まえ、障がいのある人とない人がともに支えあい、安心して自分らしい生活を送ることができる地域づくりを、市民全体で進めていくことを目指して策定されました。

目標年までの後期計画である第2期計画では、目標値の達成に向け、第1期計画で定めた「岩見沢市の目指す方向」を基本的に踏襲し、必要な見直しを加えたうえで、引き続き取り組んでいくこととします。

(1) 希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指します。

施設入所者数

H17/10		H18	H19	H20	H21	H22	H23
253人	目標値	→					218人
	実績	→ 230人					

(2) 「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の地域移行を進めます。

退院可能な精神障害者数

H17/10		H18	H19	H20	H21	H22	H23
37人	目標値	→					0人
	実績	→ 18人					—

(3) 就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

福祉施設からの一般就労者数

H17		H18	H19	H20	H21	H22	H23
5人	目標値	→					5人以上
	実績	0人	6人	—	—	—	—

(1) 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別を問わず、また、重度の障がいがあっても、障がい者が自ら居住する場所を選択し、障害福祉サービスや、その他の支援を受けながら、自立と社会参加を図っていくことを基本とします。

第2期計画では、この基本姿勢を引き続き堅持するとともに、障がいのある人が、安心して「自己選択」、「自己決定」できるよう、必要な情報の提供等をはじめ、地域全体にネットワークを持つ相談支援体制の充実に重点的に取り組んでいくこととします。

また、知的障がい、精神障がいにより、成年後見制度の利用が有効と認められる方に対しては、成年後見制度の利用を促進することにより、権利擁護を図ります。

(2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供体制の推進

これまで異なる制度で行われてきた身体・知的障がい者への福祉サービスと精神障がい者に対する福祉サービスが一元化されました。市は、今後サービス提供の実施主体として、障害福祉サービスなどの総合的な提供体制の充実を図ります。

第2期計画では、この基本姿勢を引き続き堅持し、障害福祉サービスなどの総合的な提供体制の充実を図ることとし、とくに、サービスの質にも目を向け、ライフステージに応じたサービスなどの提供体制の充実など、持続可能な社会基盤の活用とあわせて、取り組んでいきます。

また、精神障がいのある人へのサービスについて、制度の一元化のもとで、重点的に普及を図るとともに、地域の理解を深めるための取り組みを進めます。

(3) 地域生活移行や就労支援などの新しいサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった、新たな課題に対応した利用者本位の障害福祉サービスなどの提供体制の整備に努めます。

第2期計画では、この基本姿勢を引き続き堅持し、新しいサービス提供体制の整備に努めることとし、とくに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるという観点から、身近な地域におけるサービス拠点づくりを進めるとともに、既存の法律や制度等に対応しきれないニーズへの対応について、ボランティア団体等と連携して検討を進めることとします。

2 サービス提供体制の確保に向けて

平成 23 年度までのサービス提供体制の確保について、事業者をはじめとした関係機関などと連携しながら、第 1 期計画に引き続き、以下の考え方で取り組んで行くこととします。

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービスについては、障がいの種別や程度によることなく、一人ひとりの置かれた状況に対応できるようサービスの充実に努めます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の確保とサービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系サービス

今後のニーズの変化に対応した事業の展開が図られるよう、各事業者と連携しながら、希望する障がい者に対する日中活動系サービスの充実に努めます。

(3) 居住系サービスと地域生活への移行の推進

施設入所が必要な障がい者への施設入所支援サービスを提供するとともに、地域での生活を希望する障がい者の地域移行を応援するため、自立訓練事業などの充実に努めるとともに、グループホームやケアホームを含めた地域における居住の場の確保に努め、福祉施設や病院からの地域生活への移行を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行などの促進

就労移行支援事業などの推進により、福祉施設からの一般就労への移行を促進します。

3 相談支援体制の充実に向けて

障がい者が、自らの生き方を選択・決定し、社会の一員として自立した日常生活又は社会生活を営むためには、身近で気軽に相談できる場所が必要であり、また、中立・公正な立場で、きめ細かく相談に応じられる体制づくりが必要となります。

さらに、地域での暮らしを希望する方の課題に対応するためには、一人ひとりの実情に応じ、自立を目指すことを前提とした適切で効果的なサービス利用などを計画的に進めるとともに、その後の状況の変化等を把握し、必要に応じ利用するサービスの見直しを行うなど、継続的な対応が必要となります。

また、地域生活が困難な方に対しても、できるだけ、その人らしい暮らしを続けられるよう支援することを基本として、施設入所支援などのサービスについての正確で豊富な情報を、常に把握しておく必要があります。

さらに、障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、障がいに対する地域の理解を深めることはもちろん、虐待や犯罪被害の防止、防災対策などを広く普及させていく必要があります。

相談支援の重要性は、ますます高まっており、これらの幅広い課題に対応し、相談支援を効果的に展開するため、相談支援拠点の一層の充実を図るとともに、自立支援協議会を核として、各関係機関（サービス提供事業者、雇用、教育、医療など）との有機的なネットワークの構築を図ります。

【参考】目指す方向のイメージ図

目指す方向の概要

- ①希望する福祉施設入所者が地域生活へ移行することを目指す。
⇒道の策定指針に基づくと、地域移行により平成23年度末における知的・身体障がい者施設入所者数が現在より14%減少する。
(岩見沢市の入所者数は現在の253人から平成23年度には218人。)
- ②「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」の地域移行を進める。
⇒退院可能な精神障がい者の地域移行を進める。
(平成17年の道調査結果 岩見沢市37人)
- ③就労支援体制の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進める。
⇒市内通所施設等から一般就労に移行する障がい者の数について目標を定める。(平成17年実績：5人)

相談支援体制の充実

- 必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実
- 希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実
- 居住の場の確保に努め、入所施設から地域生活への移行を推進
- 福祉施設から一般就労への移行を推進

障がい者の自己決定
と自己選択の尊重

総合的なサービス
提供体制の推進

新しいサービスの
提供体制の整備

地域の中で自立し、生きがいを持ちながら、安心して
その人らしい生活を送ることができる「共生社会」の実現